

横浜市教育委員会よりの通達で、緊急のお知らせ（令和2年6月19日）がありました。

★学校開放事業を7月31日（金曜日）まで中止します★

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、学校開放事業利用者と児童・生徒の健康と安全の確保及び、地域での感染拡大防止を目的として、3月3日（火曜日）から引き続き7月31日（金曜日）まで学校開放の利用を中止します。

ただし、学校教育活動を優先し、8月1日（土曜日）より感染防止対策を万全にとることができれば学校開放の再開を可能とします。

【学校開放の再開について・準備期間】

7月1日（水曜日）から学校教育の全日授業再開の状況を鑑みて、7月を学校開放再開に向けた準備期間とします。**※準備期間中（7月1日から7月31日まで）は、まだ学校開放を再開できません。**

準備期間中に、運営団体（VOSC）は学校開放再開に向けて学校と利用場所や消毒について必ず事前調整を行い、利用者に感染防止対策を周知徹底します。**運営団体（VOSC）において万全の感染防止対策が取られていると学校が認めた時のみ、**学校開放の再開が可能となります。

【再開にあたってのステップ・留意点】

1 利用団体は**チェックシート**を作成し、運営団体へ提出する。

<対象書類> **別紙3**「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】」

7月初めに配布の、上記**別紙3**に記入し、7月15日（水）までVOSCへ提出ください。提出がない場合は学校開放施設の利用はできません（認めません）。

2 利用団体は同封の**別紙2**の**感染防止対策**を利用者全員に周知徹底を願います。

<対象書類> **別紙2**「学校開放事業を利用する皆さんへ」 **※利用者全員へ必ず配布してください。**

3 VOSCにて上記1項の書類提出、および2項の徹底が確認された場合に、VOSCと利用する学校間にて、事前調整を行い、万全の感染防止対策が取られていると学校が認めた時のみ、学校開放の再開が可能となります。可能になり活動時には、利用団体は**別紙4**の**参加者記録簿の作成・保管**を実施して下さい。

4 活動場所別の**再開の可否の条件**は、次の通りとなります。この条件が満たされない場合は利用不可です

① 校庭

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空ける。
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- 運動・スポーツを行っていない間の会話時にマスクを着用する
- 近距離での会話や大声での発生を避ける。

② 体育館・武道場（格技場）

- 換気を十分行い、運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2m）を空ける。
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- 運動・スポーツを行っていない間の会話時にマスクを着用する
- 近距離での会話や大声での発生を避ける。
- 武道など至近距離での接触が多い種目は、感染の可能性が高いため当面中止。

③ 特別教室

- 換気を十分行い、人と人との間隔が2mとれる範囲の定員とする（利用人数制限）
- マスクを着用する。
- 大声での発声を伴う（コーラス・歌唱等）利用、吹奏楽の演奏、ダンス、体操等の利用は感染の可能性が高いため当面中止。

【注意事項】

・学校運営や地域の状況によっては、引き続き学校開放は中止となる場合があります。また、感染防止対策が万全でない場合も中止になる場合があります。

・開放の中止や使用許可の取消しなどは、最終的に学校が行いますので、その指示に従ってください。

・感染防止対策に必要なものは、全て利用団体（サークル）にて用意・実施してください。

学校開放事業は学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、**学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限、努める必要があります。**利用者および同じ場所で活動する児童生徒の健康と安全を第一に考え、ご協力をいただきますよう、お願いします。